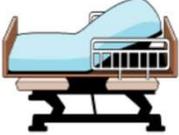
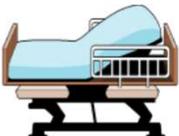
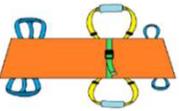
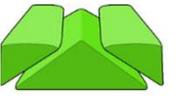


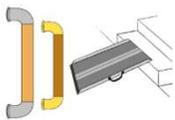
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢 体 不 自 由 等	 特殊寝台	下肢または体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	18歳以上		↑ 介	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	 訓練用ベッド	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6～17歳 (学齢児以上)		↑	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8
	 特殊マット	下肢または体幹1級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	3歳以上		↑ 介	褥瘡の防止または、失禁などによる汚れを防止できる機能を有するもの	100,000	5
	 特殊尿器	下肢または体幹1級 難病患者	6歳以上 (学齢児以上)		↑	寝たまま、座ったままで、自動的に採尿できるもの	67,000	5
	 入浴担架	下肢または体幹1・2級	3歳以上		↑ 介	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	 体位変換器	下肢・体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	6歳以上 (学齢児以上)		↑ 介	足踏みポンプでパットに空気を入れ、体を持ち上げ、寝返りを助けるもの	15,000	5

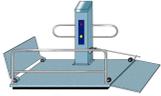
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢 体 不 自 由 等	 移動用リフト	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹 機能に障害のあるかた)	3歳以上		↑ 介	介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型そ 他住居改造を伴うものを除く)	159,000	4
	 訓練いす	下肢または体幹1・2級	3～17歳		↑	原則として付属のテーブルを付ける	33,100	5
	 入浴補助用具	下肢または体幹 難病患者	3歳以上		↑ 介	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への出入 りなどを補助でき、障害者または介助者が 容易に使用できるもの	90,000	8
	 簡易便器	下肢または体幹1・2級 難病患者(常時介護を要する かた)	6歳以上 (学齢児以上)		↑ 介	室内用ポータブルトイレ(手すりをつけるこ とができる)	9,500	8
	 T字杖・棒状のつえ	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が不自由な かた)	3歳以上			【A】木製 【B】軽金属製	【A】2,266 【B】3,090	3
	 移動・移乗支援用具	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が不自由な かた)	3歳以上		↑ 介	手すりスロープ等(転倒防止、立ち上がり、移 乗動作補助、段差解消等)の用具	60,000	8

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢 体 不 自 由 等	 特殊便器	上肢1・2級 難病患者(上肢が不自由な かた)	6歳以上 (学齢児以上)		↑	足踏みペダルで温水・温風が出るもの	151,200	8
	 トイレチェア	下肢または体幹1・2級 頸髄損傷等により、通常の 便座の上で座位を保てない かた	—		↑ 介	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便 が可能なもの	81,000	8
	 車いす用段差異降機	常時車いすを使用している かた	—		↑ 介	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度 の場合に、車いすに乗ったままの状態昇 降可能なもの	260,000	10
	 吸入器(ネブライザー)	呼吸器 音声言語3級(喉頭・咽頭摘 出しているかた) 肢体不自由1・2級(診断書に より必要と認められるかた) 難病患者(呼吸器に障害が あるかた)	—		↑		36,000	5
	 電気式たん吸引器	同上	—		↑		56,400	5
	 携帯用会話補助装置	音声言語 肢体不自由 (上記に加え音声・発語に著 しい障害があるかた)	6歳以上 (学齢児以上)			携帯式で、言語を音声または文章に変換す る機能を有し、障害者が容易に使用できるも の	98,800	5

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢 体 不 自 由 等	 人工喉頭	音声言語(喉頭摘出しているかた)	3歳以上			【A】笛式 【B】電動式	【A】5,150 【B】72,203	【A】4 【B】5
	 ストーマ装具	膀胱または直腸	3歳以上			排便・排尿のいずれにも機能障害がある場合は、合計額。二孔式は2倍の単価とする。 【A】蓄便袋 【B】蓄尿袋	【A】月： 8,858 【B】月： 11,639	—
	 紙おむつ	排尿・排便の意思表示が困難で他法他施策が活用できず、次のいずれかに該当するかた ①脳原性運動機能障害等で体幹または下肢1、2級相当のかた ②膀胱・直腸障害のうち、ストーマ造設者で著しい変形やびらん等によりストーマ用装具が装着できないかた ③二分脊椎等の神経障害による高度の排便・排尿障害があるかた	3歳以上	他法他施策による活用ができないかた		障害者が容易に使用し得るもの	月：12,000	—
	 収尿器	身体障害であり高度の排尿障害があるかた	3歳以上			採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの 【A】男性用 【B】女性用	【A】7,931 【B】8,755	1

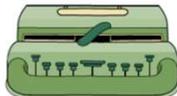
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢体不自由	 頭部保護帽	平衡または下肢・体幹に障害があり頻繁に転倒するかた。または、知的障害・精神障害でありてんかんなどにより頻繁に転倒するかた。	3歳以上			ヘルメット型で転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	22,000	3
	 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下肢・体幹・移動機能1～3級難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6歳以上 (学齢児以上)			↑ ↑ 障害者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	生涯
視覚障害等	 電磁調理器	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯 世帯に1台	↑	火を使わずに煮物、揚げ物、蒸し物ができるもの	41,000	6
	 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚1・2級	6歳以上 (学齢児以上)				7,000	10
	 視覚障害者用誘導装置	視覚	—		↑	音声による目的物(位置)などの確認が可能となるもの	56,000	10
	 盲人用音声式体温計	視覚1・2級	6歳以上 (学齢児以上)	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯 世帯に1台		ボタンを押すと体温を音声で知らせるもの	9,000	5

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
視 覚 障 害 等		盲人用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声式体重計	18,000	5
		音声式血圧計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声により測定結果を知らせる機能を有する血圧計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000	5
		情報・通信支援用具	視覚1・2級 上肢1・2級	6歳以上 (学齢児以上)		↑ 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大音声化ソフト、インテリキー、ジョイスティック テレビが聞けるラジオ	100,000	6
		点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上		文字などのコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	300,000	6
		点字器	視覚	3歳以上		【A】標準型A 真鍮板製両面書32マス18行 【B】標準型B プラスチック製両面書32マス18行 【C】携帯型A アルミニウム製片面書32マス4行 【D】携帯型B プラスチック製片面書32マス12行	【A】10,712 【B】6,798 【C】7,416 【D】1,699	【A・B】7 【C・D】5
		点字タイプライター	視覚1・2級	6歳以上 (学齢児以上)		操作の簡単なもので、点字器に比べて3、4倍のスピードで打てるもの	63,100	5

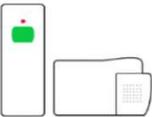
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
視 覚 障 害 等	 視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1～3級	6歳以上 (学齢児以上)			【A】録音再生機 【B】再生専用機	【A】85,000 【B】48,000	6
	 視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚1・2級	6歳以上 (学齢児以上)			文字情報を暗号化された情報を読みとり、 音声に変換させるもの	99,800	6
	 視覚障害者用読書器	視覚	6歳以上 (学齢児以上)			画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の 上に置くことで、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターで写し出せるもの	198,000	8
	 盲人用時計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者 のみの世 帯、または これに準ず る世帯		【A】触読式 【B】音声式	【A】10,300 【B】13,300	10
	 音声ICタグレコーダー	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者 のみの世 帯、または これに準ず る世帯 世帯に1台	↑	タグ(記録媒体)にリーダー(読み取り機)をか ざすことにより、あらかじめタグに録音した音 声を聞き取ることが出来るもの	38,000	10
	 点字図書	視覚	—	—	↑	点字により作成された図書※給付対象者1 人につき、点字図書で年間6タイトルまたは 24巻を限度とする。ただし辞書等一括して 購入しなければならないものを除く	点字図書価格 (一般図書購入価格 を除いた額)	—

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
聴覚障害等	 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	87,400	10
	 聴覚障害者用目覚まし時計	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	10,000	10
	 携帯用信号装置	聴覚障害 視覚・触覚によらなければ、呼び出しなどに応じることができないかた	—	—	↑	送信機などによる合図が、視覚や触覚などにより知覚できるもの	18,000	10
	 聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 発声・発語に著しい障害があるかた	6歳以上 (学齢児以上)	世帯に1台	↑	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	20,000	5
	 聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	—	世帯に1台	↑	字幕および手話付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時に障害者が容易に使用し得るもの 内臓型テレビ及びテレビ本体の給付は不可。	88,900	6
内部障害等	 透析液加温器	腎臓1～3級 (自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)透析療法を行うかた)	3歳以上	—	↑	透析液を加温し、一定の温度を保つもの	51,500	5

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和4年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
内部障害等	 酸素ボンベ運搬車	呼吸器 (在宅酸素療法を行うかた)	18歳以上		↑		17,000	10
他	 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	身体障害(人工呼吸器を装着しているかた) 難病患者(人工呼吸器を装着しているかた)	—		↑	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	157,500	5
	 自動消火器	身体障害1・2級 知的障害○A・A、精神障害1・2級 難病患者	—	火災発生の感知・避難が著しく困難な方で、障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	天井に取り付けた消火器が、自動的に作動するもの	28,700	8
	 人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー	人工呼吸器を装着しているかたで、次のいずれかに該当するかた ①呼吸器または心臓1級、3級のかた ②①と同程度の障害を有する障害児者 ③難病患者等のかた	—	自家発電機、外部バッテリーのいずれか1種目	↑	【A】自家発電機 【B】外部バッテリー	【A】150,000 【B】100,000	6

※ ↑: 在宅の障害者等が対象
介: 介護保険給付優先

※ 当ガイドブックに掲載されております画像などの無断転載はご遠慮ください。